

3. 監査の結果

① 指定管理制度

平成16年に「恩納村公の施設に関する指定管理者に関する条例」を制定しているが、導入から12年以上も経過しており、条例・規則等を見直す時期を迎えている。

しかし、各施設の設置目的をより効果的、かつ効率的に達成するための運用指針は制定されておらず、公の目的に沿った運用を図る上からも指針の制定を要望する。

② 指定管理者が得る利益

指定管理者が得る利益の状況から、収支の剰余金が認められる場合は利用料金の見直し、維持管理の財源として一部村への納付を含め、適切な制度を検討する必要がある。

③ 村への承認事項

条例または規則に開館時間、使用料に関する規定があるが、所管課は、指定管理施設の運営状況を正確に把握するためにも口頭だけではなく、正式な書面で取り交わすようにしていただきたい。

④ 施設の管理状況

指定管理者が管理する区域内に日頃は使用しない道具類があり、整理する必要がある。

施設にそぐわない倉庫等は、指定管理者と協議し改善を図っていただきたい。

監査総評

指定管理制度が村で導入され12年以上が経過し、社会情勢も目まぐるしく変化してきた。

制度の運用いかんによっては、利益中心の運営になりかねず、施設の公共性そのものが失われることがあってはならない。

公の施設の本質をゆがめないような対応が設置者の村当局には求められる。

指定管理制度の導入については、関係法令等を準拠し、常に関係課で情報を共有し村民の福祉を増進するための施設として、目的に沿った施設運用をしていただくよう要望する。

村代表監査委員 伊藝 直行
議会選出監査委員 又吉 貢



(株)まえだの書類監査状況



(株)ONNAとの聞き取り状況



(有)ナビーの管理状況確認



観光協会の管理状況確認



村長への結果報告

振替 平成29年度財政援助団体等監査

【公の施設の指定管理者監査】 結果報告

1. 監査対象施設と指定管理の概要

① 恩納村農水産物販売センター（おんなの駅）

指定管理者：株式会社 ONNA

指定管理期間：平成27年4月から5年間

指定管理料：なし



② 真栄田岬周辺活性化施設

指定管理者：株式会社 まえだ

指定管理期間：平成29年4月から5年間

指定管理料：なし



③ 恩納村海浜公園（ナビービーチ）

指定管理者：有限会社 ナビー

指定管理期間：平成26年4月から5年間

指定管理料：2,000,000円（平成29年度予算）



④ 恩納村ふれあい体験学習センター

指定管理者：一般社団法人 恩納村観光協会

指定管理期間：平成28年4月から5年間

指定管理料：10,809,000円（平成29年度予算）



2. 監査の着眼点

指定管理業務及び公の施設としての公共性と、公の施設の指定管理が関係法令に準拠し、施設の設置目的及び指定管理制度導入の目的に沿ったものになっているかを主眼として監査を行った。